衆議院議長　　閣下
参議院議長　　閣下

要求为中国归国者二代提供生活支援等的请愿签名

为了对中国残留孤儿、残留妇女（以下称“归国者一代”）回国后的生活进行支援，日本制定了《有关促进中国残留日本人等顺利永久居留及回国后自立支援的法律部分修正案》（以下简称“新支援法”）。其后，又进一步修改了新支援法，对归国者一代的配偶者提供生活支援。然而，对于归国者一代的子女（以下称“归国者二代”），却未给予任何法律上的支援。

许多归国者二代，由于日本政府长期限制其回国，不得不在高龄时以自费方式回到日本。日本政府对于自费归国者既没有提供就业支援，也没有提供日语学习支援，由于他们因语言障碍及高龄因素，只能从事低工资、简单的体力劳动工作。其结果导致，与新支援法成立之前的归国者一代一样，他们在没有储蓄、没有养老金保障的情况下，不得不依赖低保（生活保护）度过晚年；或者一旦失去劳动能力，就只能依赖生活保护维生。此外，许多归国者二代无法使用日语进行沟通，在社会中陷入孤立状态，处于无法实现日本宪法第 25 条所保障的“享有健康而有文化的最低限度生活权利”的境地。

归国者二代同时拥有日本与中国的联系纽带，是能够成为日中友好桥梁的重要存在。因此，迫切需要为归国者二代恢复人别尊严，并创造能够为日中友好作出贡献、发挥作用的环境。

基于以上理由，我们郑重请愿：对于归国者二代，也应如同归国者一代及其配偶者一样，能够安定地度过晚年，并恢复人的尊严、获得在社会中发挥作用的机会。现提出如下请愿事项：

記

１　不区分公费归国与自费归国，为所有归国者二代实施法律修改，使其能够获得与归国者一代及其配偶者所享受的新支援法相同标准的支援补助金及老龄年金。

２　为确保所有归国者二代能够获得适当的医疗与行政服务，应向相关利用设施派遣或常驻翻译人员；或者向有需要的归国者二代提供翻译设备的借用服务。

３　为尊重并恢复所有中国归国者（残留妇女、残留孤儿、归国者二代及其配偶者）的“作为人的尊严”，应强化国家与地方行政单位等相关机构之间的合作，通过法律修改或行政运用，实现灵活且有效的“就业支援”，“日语学习与文化交流支援”，“取消对领取低保（生活保护）人员的出境期间限制”。

【署名欄】

氏　　名	住　　所

日本中国友好協会
〒111-0053
東京都台東区浅草橋 5-2-3 鈴和ビル 5 階　日本中国友好協会気付
TEL 03-5839-2140　FAX 03-5839-2141
E-mail：nicchu@jcfa-net.gr.jp

取り扱い団体・個人

（日本語訳）

衆議院議長　　殿
参議院議長　　殿

中国帰国者２世の生活支援等を求める請願署名

中国残留孤児・婦人（以下、「帰国者１世」）の帰国後の生活支援等を行うため、「中国残留邦人等の円滑な永住の促進及び帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（新支援法）が成立し、また、その後、中国帰国者１世の配偶者の生活支援等を行うための新支援法の一部改正が行われました。しかし、帰国者１世の子供たち（以下、「帰国者２世」）に対しては、何らの法的支援がなされていません。

多くの帰国者２世は、日本政府が帰国を制限したことによって、高齢になってからの私費帰国を余儀なくされました。日本政府は私費帰国者に対しては就労支援も日本語習得支援も行わなかったため、言葉の壁や高齢により、低賃金の単純な肉体労働の仕事にしか就けず、新支援法が成立する前の帰国者１世と同様に、老後を支える貯蓄も年金もないまま生活保護に頼らざるを得ない状況となっているか、もしくは、仕事ができなくなれば生活保護に頼るしかない状況となっています。さらに、多くの帰国者２世が、日本語でコミュニケーションを取ることができず社会の中で孤立し、憲法 25 条で国民に等しく保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが出来ない状況に置かれています。

帰国者２世は日本と中国にルーツがあり日中友好の架け橋になれる大事な存在です。この帰国者２世が人間の尊厳を回復し、日中友好のために活躍できる場を作ることが強く求められています。

以上により、帰国者２世においても、帰国者１世ないしその配偶者と同様に、安定した老後の生活が送れるよう、また、人間の尊厳を回復し社会で活躍できる場を提供するよう、下記事項のとおりの要望を請願します。

記

１　国費帰国と私費帰国との区別をすることなく全ての帰国者２世に対し、帰国者１世ないしその配偶者への支援（新支援法）に準じる支援給付金と老齢年金支給が可能となる法改正を行うこと。

２　全ての帰国者２世が適正な医療・行政サービスが受けられるように利用施設への通訳人の派遣・常駐を行い、または、希望する帰国者２世に対して通訳機器の貸与を行うこと。

３　全ての中国帰国者（残留婦人、残留孤児、帰国者２世、それらの配偶者）の「人間の尊厳」を尊重し回復するため、国と自治体の各関係機関との連携を強化し、柔軟かつ実効的な「就労支援」「日本語学習・文化交流支援」「生活保護受給者への渡航期間制限撤廃」を実現するための法改正または行政運用を行うこと。

【署名欄】